



# 令和6年度第1回 藤沢市立学校通学区域 見直しワークショップ



2024年7月

藤沢市教育委員会 教育総務課



# そもそも通学区とは？

## 通学区とは

- 市町村教育委員会は、市町村内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定することとされている。（学校教育法施行令第5条）
- 就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会があらかじめ設定した区域を「**通学区**」という。

この「通学区」については、法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて設定されている。 【文部科学省「よくわかる用語解説」より】

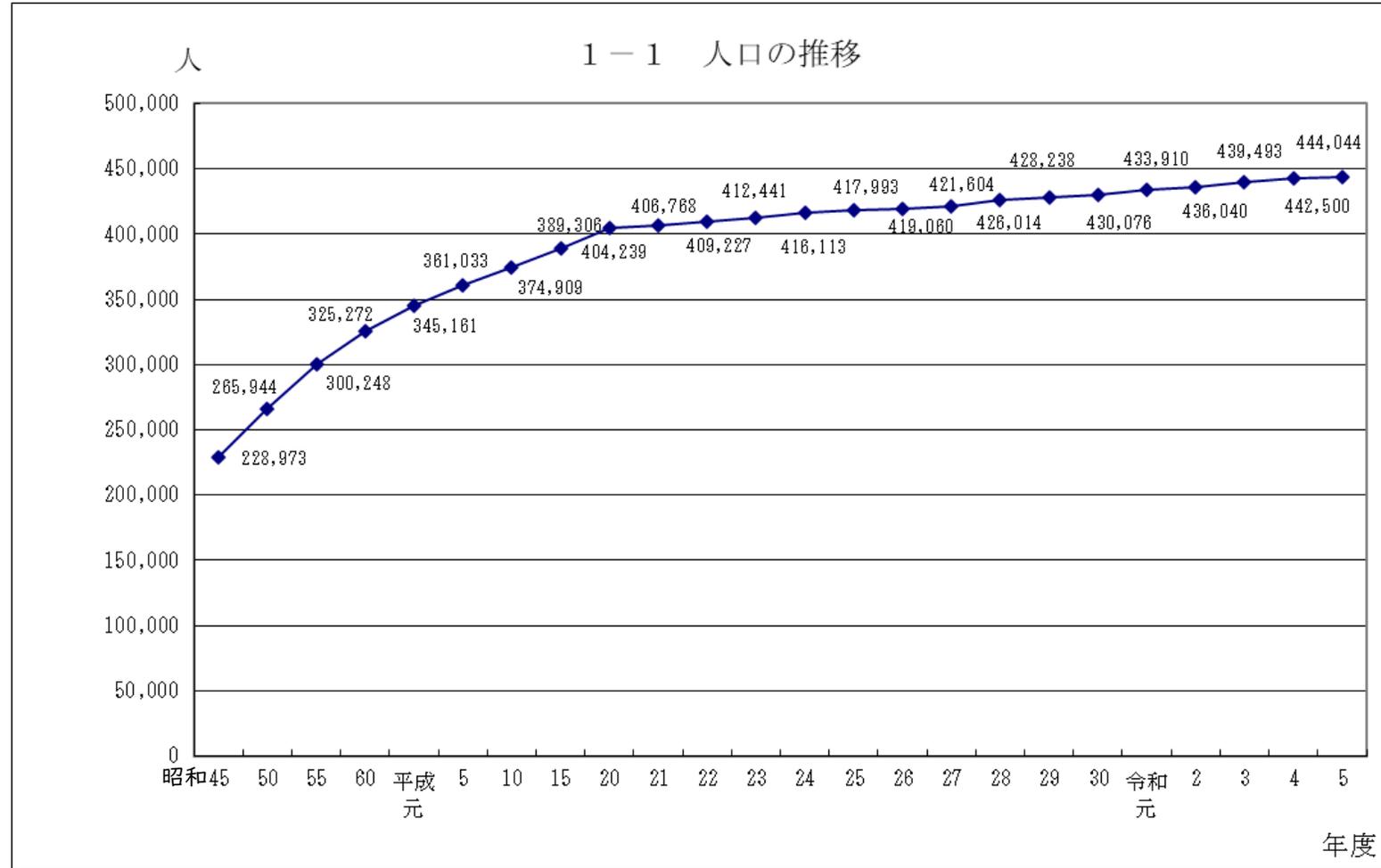
つまり「通学区」とは

- 法令上の定めはない
- 藤沢市教育委員会が設定するもの



# 1 なぜ広範囲で通学区域の見直しが必要なんですか？

## 【藤沢市の人口の推移】

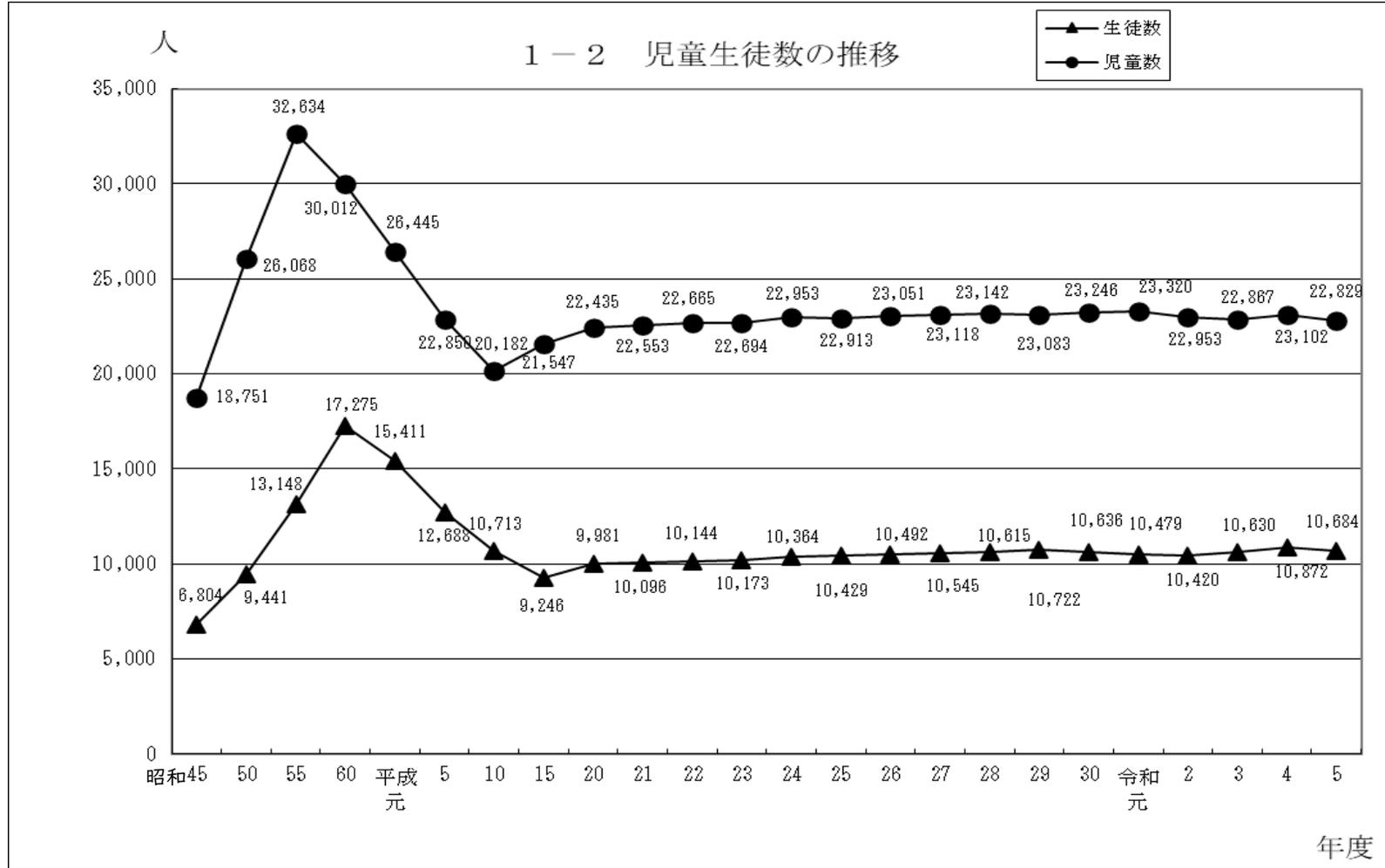


『藤沢市立学校施設の概要』令和5年5月1日現在より



# 1 なぜ広範囲で通学区域の見直しが必要なんですか？

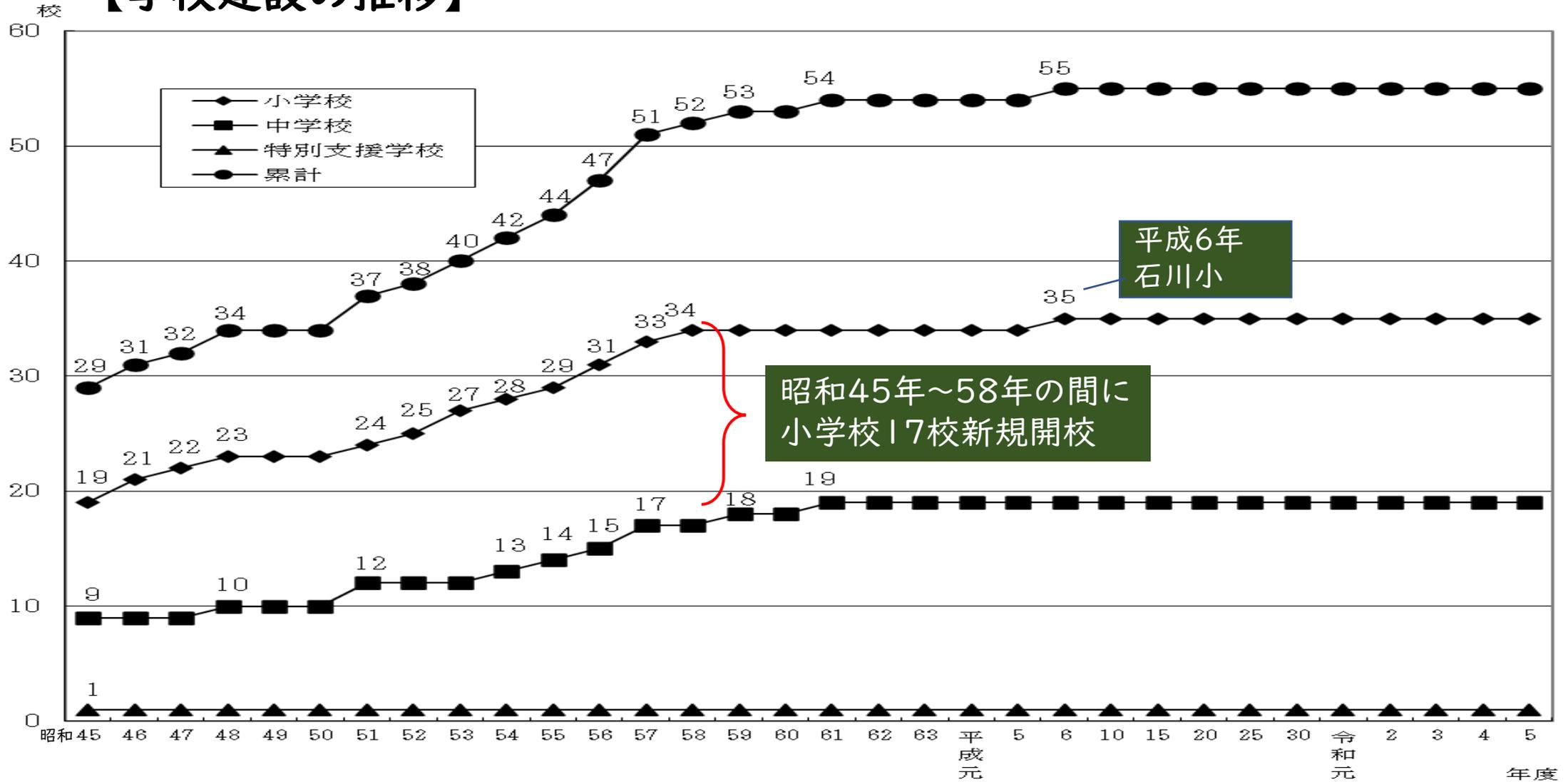
## 【藤沢市の児童生徒数の推移】



『藤沢市立学校施設の概要』令和5年5月1日現在より



# 【学校建設の推移】





## 【学校建設の推移】

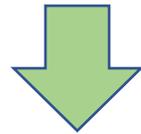
年度		昭和 45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成 元	2	3	4	5	6	
新 設	小 学 校	鵜 南 小	俣 野 小	羽 鳥 小	湘 南 台 小			大 庭 小	亀 井 野 小	新 林 小	滝 の 沢 小	大 鋸 小	天 神 小	高 谷 小	大 清 水 小												石 川 小
	中 学 校				高 浜 中			善 行 中			大 庭 中	村 岡 中	湘 南 台 中	高 倉 中		大 清 水 中		羽 鳥 中									
校	校							秋 葉 台 中						滝 の 沢 中													

つまり、

- 平成6年の石川小学校新設を最後に通学区域の見直しは、行っていない。(局所的な見直しを除く)
- 昭和48～昭和58年は子どもの激増に対応するため、学校の新設ラッシュだったが、当時の子どもの分布に基づく通学区域の設定を行った。

### 【見えている課題】

- 昭和の時代に設定した通学区域が今の時代の地域の子どもの分布の実情にマッチしていない
- 大規模マンションや大型宅地開発があると、その地域の子どもの一時的に著しく増加する(過去の傾向としては開発後、10年前後に就学児童数がピークに達している)
- 一部の校区に児童が集中し、その学校のクラス数が膨れ上がっている(教室不足につながる)
- 過去の慣例から就学する学校を選べる「慣例学区」が、市内の一部に存在している



藤沢市で学び育つ、未来を生きる子どもたちのために、  
より良い教育環境の整備が必要

ここで、  
過大規模校（31学級以上）と適正規模校（12～24学級）とを  
比較してみたいと思います。

### 過大規模校

【辻堂小学校】39クラス

1年=6クラス	4年=7クラス
2年=6クラス	5年=7クラス
3年=7クラス	6年=6クラス

### 適正規模校

【片瀬小学校】24クラス

1年=4クラス	4年=4クラス
2年=4クラス	5年=5クラス
3年=4クラス	6年=3クラス

いずれも2024年5月1日現在

前提：小学校の授業は6学年1週間平均28コマ

# 過大規模校の場合

## 体育の授業の場合

体育館

2クラスで使用



グラウンド

2~4クラスで使用



# 適正規模校の場合

## 体育の授業の場合

体育館

1クラスで使用



グラウンド

2クラスで使用



# 過大規模校の場合

## 特別教室の使用状況(原則)

**理科室** 5・6年生が使用(週2コマ)

**図書室** 1週間28コマで39クラスが使用  
5～6年生の割り当てが13クラスで2コマ

**音楽室** 4～6年生が使用(第2音楽室なし)

**図工室** なし(普通教室に転用済み)



# 適正規模校の場合

## 特別教室の使用状況(原則)

**理科室** 4～6年生が使用(週2コマ)

**図書室** 1週間28コマで24クラスが使用

**音楽室** 2～6年生が使用(第2音楽室あり)

**図工室** あり



## 過大規模校の場合

### 休み時間の外遊び



「中休み」または「昼休み」のどちらか1回

### 体育館1人当たり面積

$$1,269人/645\text{m}^2=0.51\text{m}^2$$



### グラウンド1人当たり面積

$$1,269人/5,020\text{m}^2=3.96\text{m}^2$$



## 適正規模校の場合

### 休み時間の外遊び



「中休み」と「昼休み」のどちらもOK

### 体育館1人当たり面積

$$773人/626\text{m}^2=0.81\text{m}^2$$



### グラウンド1人当たり面積

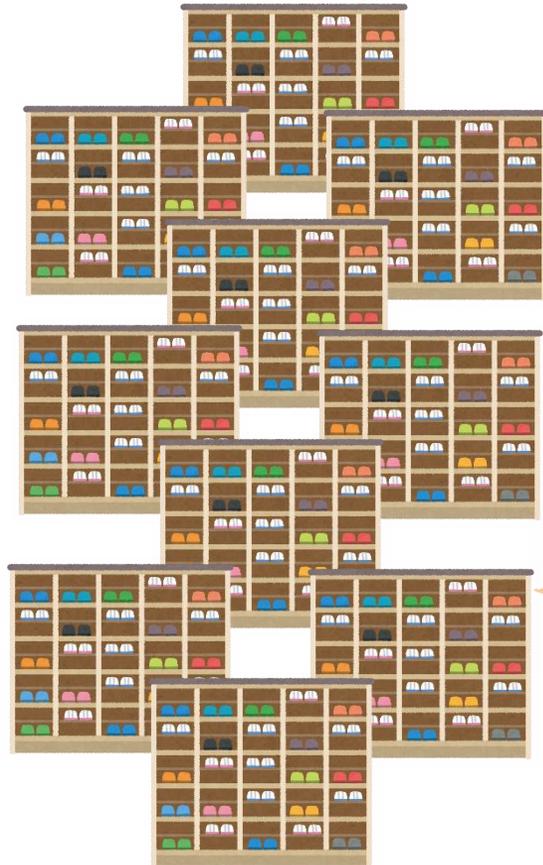
$$773人/4,370\text{m}^2=5.65\text{m}^2$$

# 過大規模校の辻堂小学校の場合、こんなことでの苦勞もあります

給食室前の  
渋滞



昇降口の渋滞



校外学習（遠足  
など）に学年全  
体で行くことが  
できない

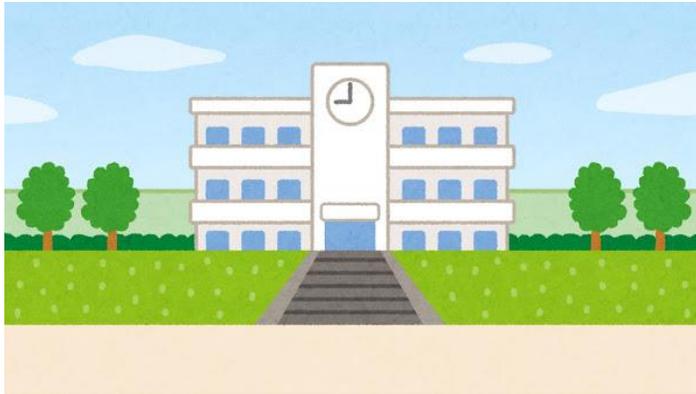


登校時の通学路に  
児童があふれる

雨の日は特に大変!



どの学校でも子どもたちは日々、元気いっぱい  
学び、成長しています!



藤沢市教育委員会では

より良い教育環境の整備・確保に向けて

過大規模校の解消をめざして

藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画に  
基づき取組を進めます



## 2 どういう経過で通学区域の見直しをすることになったんですか？

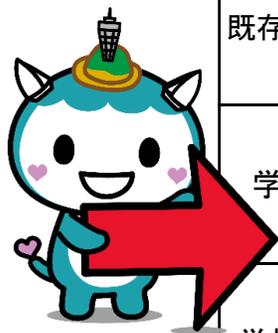


平成23年度 (2011年度)	藤沢市教育委員会内で学校適正配置の検討を開始
令和3年度 (2021年度)	「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」策定
令和5年度 (2023年度)	「藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画」策定
令和6年度 (2024年度)	「第1期実施計画」に基づく取組を開始

## 2 どういう経過で通学区域の見直しをすることになったんですか？

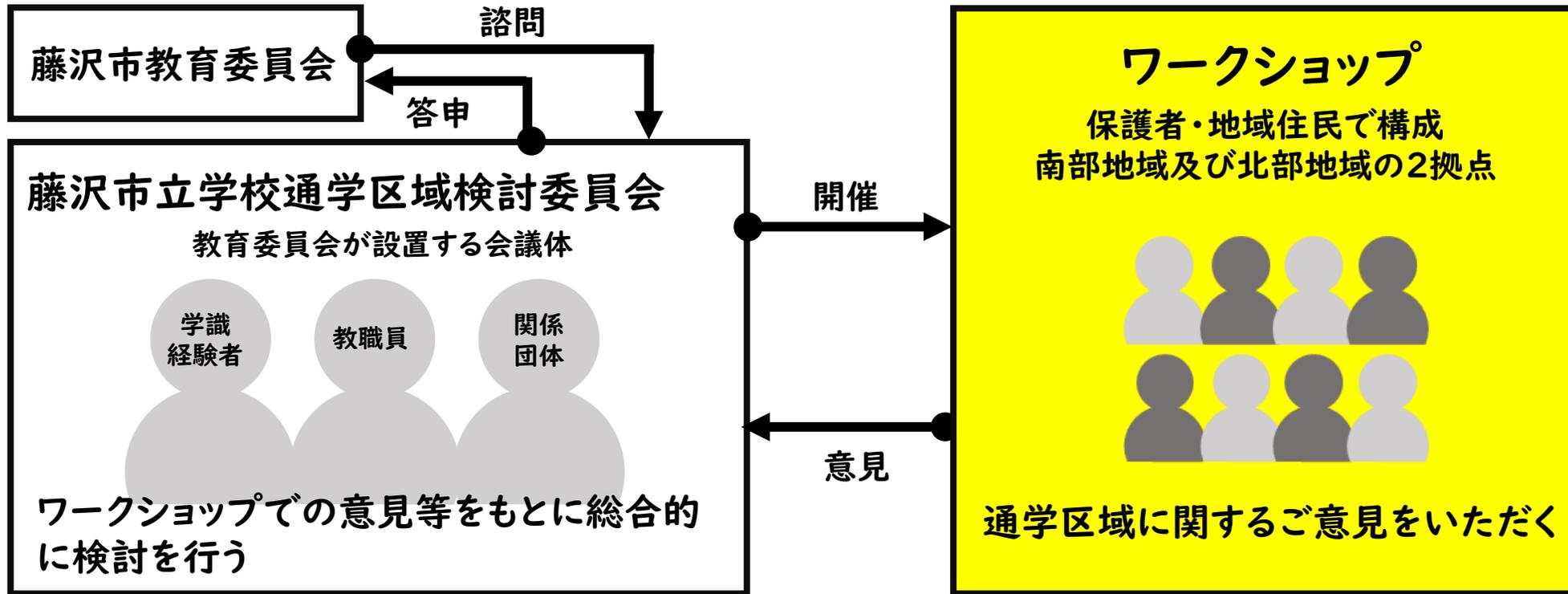


手法	番号	タイトル	学校規模改善見込	コスト	期間	影響を受ける児童生徒の範囲	地域コミュニティへの影響の範囲	授業実施への影響	合計点数	総合評価
学校新設	1	土地を新規に取得(又は借用)して学校又は分校を新設	3	1	1	2	2	3	12	C
時限的な分校	2	分散型で土地を借用し、分教室建設	1	2	3	2	2	2	12	C
学校建替	3	過大規模校対応型の学校の建設	1	2	3	3	3	2	14	B
既存施設活用	4	過大規模校周辺の学校の空き教室活用	1	3	3	3	3	2	15	B
	5	過大規模校と過大規模校周辺の中学校の校舎を入れ替える	1	2	3	3	3	1	13	B
学区再編	6	小学校の市内全域の学区を見直し	3	3	3	1	1	3	14	B
	7	小学校の市内一部の学区を見直し	3	3	3	2	2	3	16	A
学校選択制	8	過大規模校の学区の学校選択制	2	3	3	2	2	3	15	B
	9	スクールバス通学	2	2	3	2	2	2	13	B





### 3 ワークショップってなんですか？

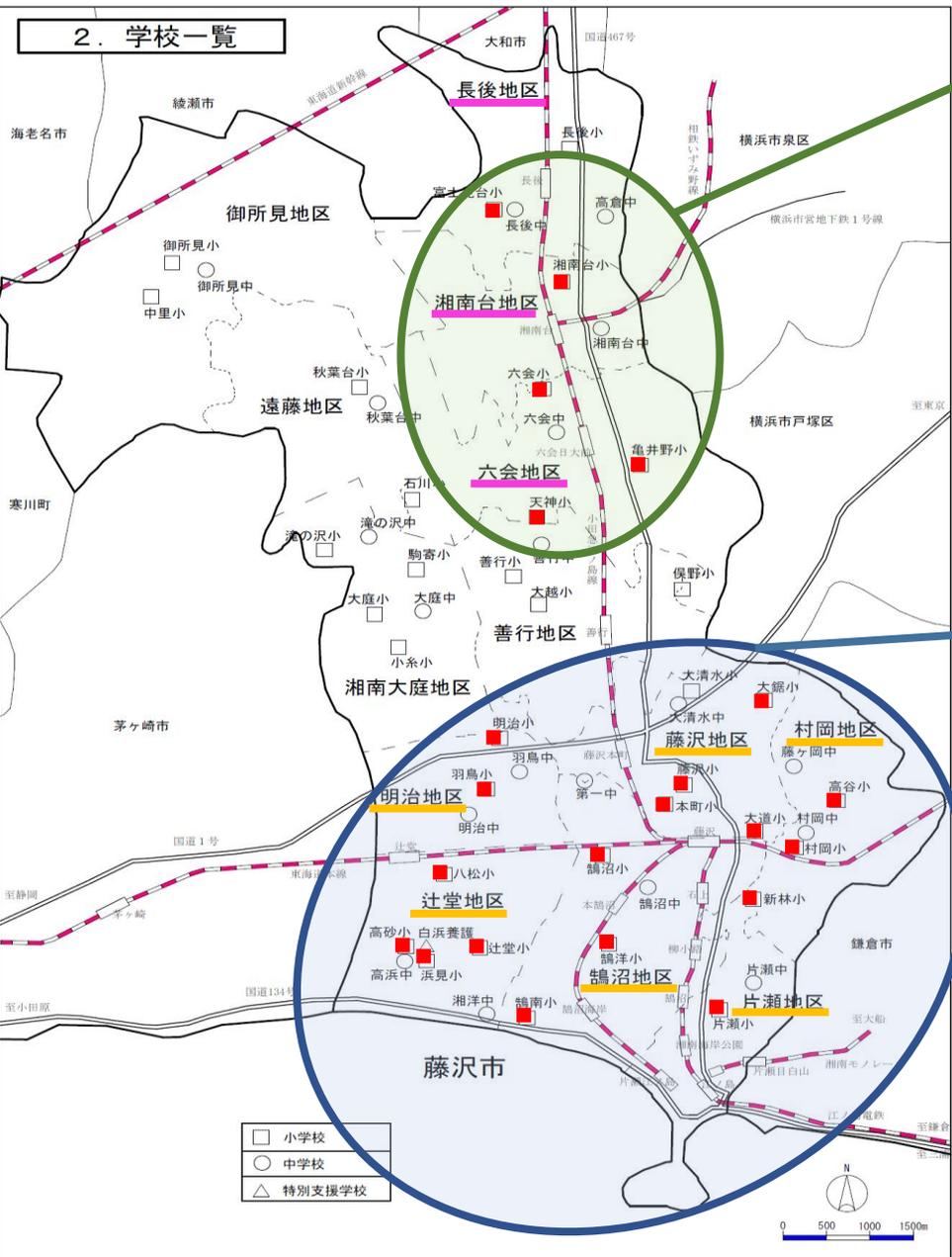


ワークショップでは

- ・各地区の実情に応じて意見を出し合う
- ・異なる地区の考えや意見を把握
- ・異なる地区との話し合いや調整
- ・通学区域見直しの際に考慮しなければならない諸事項の提案



# 4 ワークショップのメンバーは？



**北部ワークショップ 17人**

**六会地区  
湘南台地区  
長後地区  
(3地区)**

**六会小学校  
富士見台小学校  
亀井野小学校  
天神小学校  
湘南台小学校  
(5小学校)**

**南部ワークショップ 55人**

**辻堂地区  
鵜沼地区  
片瀬地区  
村岡地区  
藤沢地区  
明治地区  
(6地区)**

**辻堂小学校  
八松小学校  
浜見小学校  
高砂小学校  
鵜沼小学校  
鵜洋小学校  
鵜南小学校  
片瀬小学校  
新林小学校  
大道小学校**

**村岡小学校  
高谷小学校  
大鋸小学校  
藤沢小学校  
本町小学校  
羽鳥小学校  
明治小学校  
(17小学校)**

- 各地区の**
- 社会体育振興協議会
  - 社会福祉協議会
  - 青少年育成協力会
  - 民生委員児童委員協議会
  - 防犯協会
  - 交通安全対策協議会
  - 自治会連合会
  - 三者連携ふじさわ

の代表者

※各地区や学校の実情に応じて非選定団体あり。



各学校の保護者



地域住民



# 5 ワークショップはどのように進めるんですか？

ワークショップ検討期間:令和6年度と7年度 +予備期間1年間(全体で最長3年間)

	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
ワークショップ	7月 9月 12月 3月 ★ ★ ★ 第1回 第2回 第3回 日程連絡 <b>本日</b>	スケジュールのイメージ ★ ★ ★ ★ ★ 第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 日程連絡
通学区域 検討委員会	5月 1月 ● ● 第1回 第2回 諮問	スケジュールのイメージ ● ● ● ● ● 第1回 第2回 第3回 第4回 第5回
市議会 教育委員会	5月 2月 教育 市議会 委員会 進捗報告 諮問	2月 市議会 進捗報告



ワークショップ検討期間：令和6年度と7年度 + 予備期間1年間  
(全体で最長3年間)

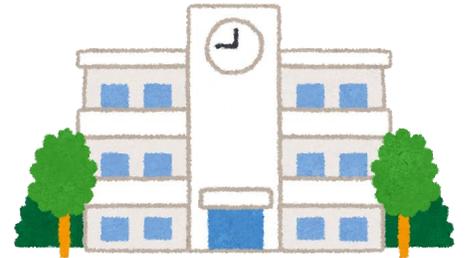
	令和8年度(2026年度)	令和9年度(2027年度)	令和10年度(2028年度)
ワークショップ	<p>スケジュールのイメージ</p> <p>★ ★ ★ ★ ★</p> <p>第1回 第2回 第3回 第4回 第5回</p>		
通学区域検討委員会	<p>スケジュールのイメージ</p> <p>● ● ● ● ●</p> <p>第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 答申</p>		
市議会教育委員会	<p>9月 市議会 素案報告</p> <p>2月 市議会 最終案報告</p> <p>3月 教育委員会 <b>決定</b></p>	<p>新学区の周知</p> 	<p>◆ 4月 新学区導入開始</p>

## 令和6年度(2024年度)1年目

### ワークショップ第1段階:導入「通学区域で重視したいことは？」

- ①7月
- ・通学区域の見直しの必要性を知る
- ・ワークショップの進め方を知る
- ・グループワーク:各地区の課題を出し合う

- ②9月
- ・前回の成果(各地区の課題)を共有する
- ・グループワーク:区域見直しのポイントを考える



### ワークショップ第2段階:検討開始「具体的に考えてみる」

- ③12月
- ・前回の成果を基にした事務局案とその見込み効果(児童数)を知る
- ・グループワーク:具体の線引きについて詳細を検討する

3月 翌年度の日程連絡

令和7年度（2025年度）2年目～令和8年度（2026年度）3年目

### ワークショップ第2段階：検討開始「具体的に考えてみる」

- ・前回の成果を基にした修正案とその見込み効果（児童数）を知る
- ・グループワーク：具体の線引きについて詳細を検討する

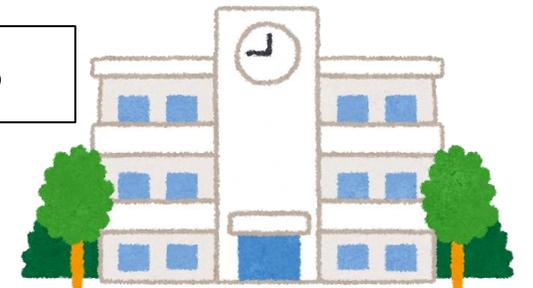


### ワークショップ第3段階：諸課題の整理「新学区の周知や導入方法を考える」

- ・新学区の周知や導入方法の事務局案を知る
- ・グループワーク：より良い周知や導入方法を検討する

### ワークショップ第4段階：最終確認「ワークショップ最終案を確認する」

- ・周知・導入方法含め、ワークショップにおける新学区最終案を検討する



## 6 通学区域の見直しは何を基準に考えればいいんですか？



- 通学距離（時間）、通学の安全性を考慮する
- 境界を明確にするため、幹線道路、鉄道、河川、町丁目等で分ける
- 自治会・町内会の区域を分断しないように考慮する
- 13地区の行政区割について考慮する
- 通学距離（片道）は小学校でおおむね2km、中学校でおおむね3kmとする

【「藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画 第2章」より抜粋】